

# くぬぎ山『近郊緑地』指定見送りへ 地権者アンケートで合意得られず

くぬぎ山地区は、三富地域の一角に位置する大規模な平地林です。所沢市、川越市、狭山市、三芳町にまたがって面積は約百五十二ヘクタール（所沢市の米軍通信基地の約一・五倍）。武蔵野の面影を残す貴重な緑地です。

この夏、県と地元三市一町は、くぬぎ山の緑地保全を目指し、国による近郊緑地保全区域の指定について賛否を問うアンケートを地権者に対して行いました。

その結果、「人数」においては賛成が反対を若干上回ったものの、「土地面積」では反対が賛成を相当程度上回りましたので、今回は近郊緑地保全区域の指定は見送られることとなりました。

〈アンケート結果〉対象は全地権者六五九人、回収率は六一％（四〇三人）。〈人数〉賛成一六〇人（四〇％）、反対一五〇人（三七％）、どちらとも言えない・無効九三人（二二％）〈土地面積〉賛成三一・〇ヘクタール（三二％）、反対四九・九ヘクタール（五一％）、どちらとも言えない・無効一七・六ヘクタール（一八％）



## 緑と農地は三富の『宝』

### 地元の声聞き、今後も努力

【解説】今回、県と市が目指したの

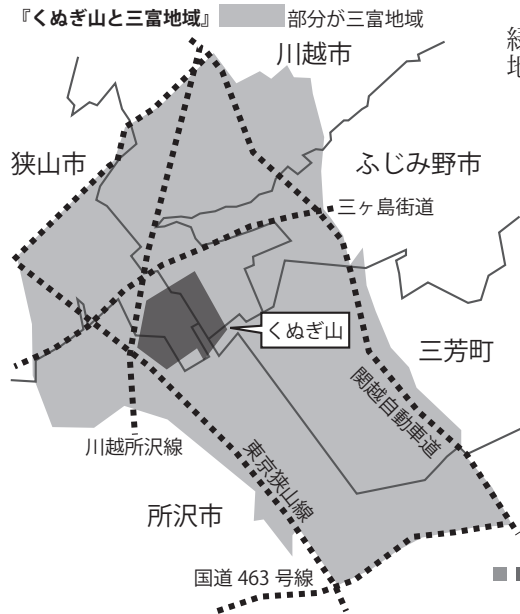
は、国の「近郊緑地保全区域」の指定を受けた後、さらに同意を得られた土地を県が「近郊緑地特別保全地区」に指定し、時価で買い取って保全しようという二段階の取り組みでした。しかし、一步目の「近郊緑地保全区域」指定に地権者全体の理解が得られないという結果になりました。

「近郊緑地保全区域」は開発行為を届け出制とする緩やかな規制ですが、それでも資産価値減少に対する危惧や、これまでの行政の対応への不信感がぬぐいきれなかったようです。緑地保全は大なり小なり地権者の私権を制限することになるので、大方の同意が得られない以上、今回の指定見送りという判断はやむを得ないと思います。

私も今回の指定をめぐって、地権者の皆様の多様なご意見を数多く聞いたのはとても勉強

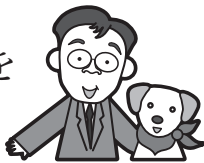
強になりました。

六月定例県議会でも取り上げましたが、くぬぎ山は江戸時代に柳沢吉保公が行った三富新田の開発とともに作られた人工林です。落ち葉をたい肥にし、薪を燃料とする循環型農業を三百年間にわたって支え続けてきました。現在も三富地域は首都圏の有数の野菜産地です。くぬぎ山の緑地を残しつつ、三富農業の振興をどのように進めればいいのか。これからも地元の皆さんの声を聞きつつ、努力を続けていきたいと思っています。



県政に関するご意見・ご要望をお寄せください。

埼玉県議会公明党議員団



TEL 048-822-9606

FAX 048-822-9408

公明党議員団ホームページ

<http://www.komei-saitama.com>

さいたま市浦和区高砂3-15-1

ひといと...  
涼しくなつて一安心  
ZZZ...  
「じゅんじゅん」で貴重なキヤラとして活躍してくれている我が家の愛犬・ハナちゃん（ラブラドルレトリバー）。何とかこの夏を乗り切り、秋には満十五歳を迎えます。  
昔は、あり余る元氣と美貌で近所をブイブイ言わせていた彼女ですが、さすがに最近はそのもいけません。お散歩もソロソロリとご近所を一周程度。帰ってくると、エアコンガンガンで、首にはアイスノン。濡れタオルにくるまって、さらに扇風機。「ハアハア」がおさまると気持ち良さそうに寝ていました。  
最近は大分涼しくって、犬飼いとしては一安心。動物愛護という分野に眼を開かせてくれたのもある意味、ハナちゃんのおかげ。貢献度は大です。まだまだ元氣でいてね！

